

IV. 建築主への説明の手順について（案） （沖縄県における気候風土適応住宅認定基準（案））

沖縄県における省エネルギー住宅の推進のためには、建築物省エネルギー法の基準に適合する方法と、沖縄県における気候風土適応住宅の基準に適合する方法があります。説明にあたっては、どちらかまたは両方を選択することが可能です。ここでは、気候風土適応住宅について説明する際の方法を例示します。

沖縄県における気候風土適応住宅の基準は、日射による熱を内部に侵入させないこと（目的A）、熱や湿気を内部にこもらせないこと（目的B）の両方の目的に各々対応した技術的工夫を行っていることで満たすことができます。各目的に沿った技術的工夫を説明するにあたり、以下に示す項目に沿った説明を行うことを推奨します。

説明にあたっては、「住宅省エネルギー技術講習テキスト 設計・施工編 沖縄（8地域）版」（以下、「省エネテキスト」という。）を参照することが有効です。

説明の基本的手順としては、説明シートを用いて、以下の順に行うことが考えられます。

1 沖縄県の気候風土および敷地の気象条件について

沖縄の気象条件について、「省エネテキスト」を参照の上で、亜熱帯海洋性気候であること、気温、湿度、降水量、日射、風向、風速、台風について説明する。

特に、建築を行う敷地について、自然条件（地域の地形的特徴と周囲の自然環境、海との関係など）、周囲の環境（周囲の建物や道路、隣接地の条件）をどのように理解し、気象条件をどのように想定しているかを説明する。

2 沖縄の気候風土に適応するために用いた技術的工夫について

以下の項目の中で用いた技術的工夫について、日射による熱を内部に侵入させないこと（目的A）、熱や湿気を内部にこもらせないこと（目的B）との対応関係を示しながら説明する。

(1). 敷地内の環境形成

敷地の中の建物の配置の意図について、配置図を用いて説明する。

その上で、下記のものに該当する場合は特に沖縄県の基準にもとづいて説明する。

1-1 敷地内の緑化

1-2 敷地内の環境づくりの工夫

(2). 建物内外の境界における緩衝領域の形成

平面図、断面図を用いて緩衝領域をどのようにつくっているかを説明する。

その上で、下記のものに該当する場合は特に沖縄県の基準にもとづいて説明する。

2-1 雨端（アマハジ）や深い庇

2-2 日射遮蔽装置

2-3 屋根の遮熱

2-4 住まい方による日射遮蔽

(3). 建物内の空間構成と要素の配置の工夫による緩衝領域の形成

平面図、断面図を用いて緩衝領域をどのようにつくっているかを説明する。

その上で、下記のものに該当する場合は特に沖縄県の基準にもとづいて説明する。

3-1 緩衝領域を持つ空間構成

どこが緩衝領域に相当するかを図で説明する。

3-2 通風経路の確保

通風経路の想定を図で説明する。

3-3 湿度への対応

(4). その他の技術的工夫

上記の(1)～(3)以外にも、目的A、目的Bを達成するために行っている技術的工夫を説明する。

3 気候風土に適応する住まい方について

設計上の意図に沿って推奨される住まい方として留意してほしい事項について説明する。

4 沖縄県における気候風土適応住宅認定基準（案）の対象

- ・ 延べ床面積300㎡未満の住宅に限ります。
- ・ 構造は問いません。

(※設計及び基準一次エネルギー消費量については、建築物省エネ法施行規則に基づく検討が必要です。)

(参考)

- ・ 国土交通省HP
(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)
- ・ 「気候風土適応住宅」の解説（一般社団法人日本サステナブル建築協会より）
(<https://jsbc.or.jp/document/index.html>)
- ・ 「住宅省エネルギー技術講習テキスト 設計・施行編 沖縄（8地域）版」
〔→下記URL内の「ライブラリー」→制度解説内より〕
(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>)